**令和３年度　事業報告書**

**社会福祉法人　須崎福祉会**

事業報告

令和３年度理事会・評議員会・監査実施状況

１．理事会の開催



２．評議員会の開催



３．監査の実施



**運　営**

令和３年度も、２年度に引き続き全事業において、新型コロナウイルス感染症感染予防対策に重点を置き運営に努めた。

利用者、入所者及び職員の健康管理と、各地域の新型コロナウイルス感染症感染者状況を確認しながら、法人全体で感染予防対策に日々取り組み、安心して利用できるサービスの提供に努めた。

１．地域に根付いた信頼される事業を目指し、より多くの方に必要とされ、満足いただけるサービス内容となるよう、利用者の情報を、内外部の事業所等と連携し共有することができ、コロナ禍の中で最善のサービスの提供ができた。

２．職員一人一人が、利用者および家族の皆様に、目を向け、耳を傾け、常に日々の生活状態の変化に対応するという姿勢を持ち、しっかりとした根拠に基づく支援をすることで、信頼関係をより強固なものにできるよう組織全体で取り組みを行った。

３．利用者のニーズを適切に把握し、利用者の支援に必要な情報・介護技術の向上を常に行い、その内容を事業者のみならず利用者・家族・関係機関としっかりと共有することにより、スムーズな支援・サービス提供ができるよう取り組みを行った。

４．法人として「組織のガバナンス(統治・監視)の強化」「事業運営の透明性の向上」「地域における公益的な取り組みを実施する責務」に努め、利用者・家族はもとより地域の方にも認められ信頼される組織づくりに努めた。

５．新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防対策や、地震、風水害等の災害対策に法人全体で取り組み、感染や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、見直し、研修の実施、訓練（シミュレーション）に取り組んだ。

２月に、清流荘の職員の新型コロナウイルス感染症感染があり、入所者、職員数名が濃厚接触者となったが、業務継続に向けた計画（BCP）を発令し、法人全体で感染拡大を防ぐことができた。

**運営実績**

1．サービス提供

○ケアプランについては、PDCA（Plan計画、Do実行、Check評価、Action改善）サイクルを実践し、サービスの適切な提供に努めた。

清流荘は、LIFE（厚労省の科学的介護情報システム）を用いたＰＤＣＡサイクル・ケアの向上に努めた。

2．法令遵守

○法令・条例・通達などの周知と諸規則等、運営基準改正による業務マニュアルの見直しを行い、法令遵守に努めた。

3．利用者尊厳

○身体拘束・高齢者虐待行為の廃止に向けた委員会の設置、研修を行い職員全員が理解することにより利用者の尊厳に努めた。

4．苦情解決と相談対応

○苦情解決に向けた速やかな対応の研修会に参加し、適切な相談対応に努めた。

5．職員処遇と健康管理

〇介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の継続取得による職員の賃金等処遇改善実施を行った。また、令和４年２月より新たに介護職員処遇改善支援交付金（令和４年２月～９月）の取得を行い賃金等処遇改善に努めた。

○定期健診の実施、衛生管理と感染予防を行い健康保持に努めた。

〇利用者および職員の身体への負担軽減のためノーリフティングケアの実践、高知県の補助事業を活用し、介護負担軽減のための電動ベッドの導入（１０台）を行った。

6．職員の研修参加

○新型コロナウイルス感染症により研修が中止になることもあったが、オンラインでの研修参加にも努めた。

○資格取得及び更新（介護福祉士等・介護支援専門員）に関する研修会、運営基準による、認知症介護基礎研修への参加を行った。

7．地域貢献活動

〇上分地区社会福祉協議会との連携による配食サービス事業へ、毎月参加した。

〇須崎市内の５社会福祉法人の連携した「公益的な取り組み」への検討会（３回）に参

加した。

8．情報開示（事業の透明性）

○法令による事業計画書・財産目録・収支計算書・定款・現況報告書等の情報開示を

　行った。

**令和３年度　特別養護老人ホーム清流荘　事業報告**

**運　営**

清流荘は、新型コロナウイルス感染予防のためご家族の面会を制限させていただき、期間・時間・少人数での面会を行った。

また、携帯電話のビデオ通話による面会も行ったが、全国的な感染状況により十分な面会はできず、写真の送付や電話による状況報告をするなど、ご家族が安心できるよう努めた。面会は、全面中止としたが、４・７・１０・１２月に期間、面会時間を決めて行い、入所者の心身の機能低下にならないよう努めた。

入退所状況は、入所待機者の方との面接等が新型コロナウイルス感染症により制限される場合があり、新規入所者の受け入れに苦慮した。

ショートステイ利用についても、利用を控えてもらう場合もあり減少した。





**１．利用者の処遇の向上**

　（１）ケアプラン

新型コロナウイルス感染予防により面会制限をしたため、ご家族には電話で、入所者の状況を出来るだけ詳しく説明し、意向の確認を行いケアプランに反映し、入所者の処遇の向上に務めることができた。

介護支援専門員・機能訓練指導員・管理栄養士が連携し、LIFE（厚労省の科学的介護情報システム）を用いたＰＤＣＡサイクル・ケアの向上に努めた。

（２）個別機能訓練

個別機能訓練計画書を作成し、個々の身体状況に応じたリハビリに取り組み、身体機能低下予防及び現状維持に努めた。

（３）健康管理・感染症対策

日々の処遇の中で異常の早期発見に努めるとともに、体調の悪いときは医師に連絡し必要に応じ受診し、早期の対応に努めた。

新型コロナウイルス感染症対策として、全国的な流行による緊急事態宣言、県内や須崎市内での感染状況により日々感染防止に努め、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことを目標に職員全員で取り組んだ。

（４）施設での日常生活

日常生活に生きがいや潤いを与えるため、生活、余暇委員会を設置し取り組んだが、新型コロナウイルス感染症予防対策により、集団での行事や外出が出来なかったため、少人数で、機能訓練を取り入れたレクレーションや、庭に出て季節の移り変わりを感じることのできるよう、生活に出来るだけ変化をつけ心身の機能維持に努めた。



（５）栄養管理

管理栄養士による栄養マネジメントの強化を実施し、個別の栄養管理により利用者の身体機能の維持改善を図った。また、選択メニューやリクエスト献立を行うことにより、個々のニーズに添った食事提供を実施し食の楽しみの持続に努めた。

（６）口腔衛生

口腔衛生体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔ケアの取り組みは、歯科医師の指示による口腔衛生管理は出来なかったが、職員による毎食後の口腔衛生を実施した。



**２．地域福祉交流**

　　　地域の方や各種団体、保育園、学校等との交流、学生やボランティア等の受け入れは新型コロナウイルス感染症により制限され、思うような活動が出来なかった。



**３．防災・感染症対策**

　（１）地震・火災・風水害による避難訓練等の実施により、有事に際して万全を期すとともに、非常通報システムを職員へ周知徹底して、利用者の安全を確保することに努めた。また、南海トラフ地震の発生率が高くなる中、災害発生時に利用者や職員の安全を確保し、サービスを継続的に提供できるよう、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを行い、災害時の職員安否確認ソフトを使用し訓練を行った。

　（２）新型コロナウイルス感染症による感染予防対策が必要な時は、感染症予防委員会をその都度開催し、感染防止のため施設全体で対応した。

　　　職員の感染が発症した時には、クラスター（集団感染）防止、事業継続に取り組み大事に至らず防ぐことができた。



**５．職員の資質の向上**

〇外部の研修は、新型コロナウイルス感染症のため実施されることが少なくなり、必要な資格更新研修等は受講した。また、オンラインによる研修に参加し内部研修を行い職員全員が、自ら資質の向上、技能の修得に努めた。

　　〇事故防止委員会は、安全管理対策担当者を置き毎月開催し、入所者の事故防止に施設内全体で取り組んだ。

〇認知症介護基礎研修の未受講の職員には、受講させ認知症の利用者の方の介護力向上に努めた。

**令和３年度　老人デイサービス「清流の家・よこなみ・しろやま」事業報告**

**１．運営**

　　　通所介護事業（デイサービス）については、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活ができるよう通所介護サービスの提供に努めた。

コロナ禍の中で、利用者が社会的孤立にならないよう心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減に努めることができた。

各事業所とも、利用者、家族、居宅介護事業所と連携し、新型コロナウイルス感染症を事業所へ持ち込まないことに重点を置き、感染の心配のある方は、利用を控えてもらうなど対策を施しサービス提供に努めた。

**２．利用者の処遇の向上**

　　　常に利用者や家族の立場にたった介護計画を策定して、個人差のある利用者の心理や機能の格差にも配慮したサービスの提供に努めた。

（１）社会的に孤立しがちな利用者に対し、アクティビティサービス（ゲーム・いきいき百歳体操・音楽等）を通して、心身機能の低下防止、運動機能の維持向上に努めた。

（２）食事を栄養補給だけでなく、楽しみのひとつとして捉え、交流を深める機会としての雰囲気づくりに努めることができた。

（３）在宅での介護負担の軽減のため、健康チェック、心身状態に留意しつつ、安全に入浴していただけるよう、その入浴介助を行った。

（４）家族と連絡を密にし、利用者、家族の意見を十分に考慮した個別のサービス計画を策定することができた。

（５）月曜日から土曜日、月曜日の祝祭日は開所日として運営するとともに、年末などの休日が連続する場合については、可能な限り開所してサービスを提供することができた。

**３．地域等との連携の強化**

　　　社会福祉関係の各種団体との連携し、高齢者の在宅及び地域社会での福祉の向上に努めた。また、保育園、小中学校生やボランティアグループなど地域の方々との交流は、新型コロナウイルス感染症により大半が交流することができなかった。

**４．防災・感染症対策**

　　　消防設備の点検を励行するとともに、南海トラフ地震の発生率が、今後３０年で７０～８０％となる中、常に危機感をもって、避難・防災訓練を実施した。また、地震・津波・風水害等の訓練は実施したが、地域との連携した訓練ができなかった。

　　　デイ清流の家は、須崎市の福祉避難所にも指定されており、上分地区防災連絡協議会と連携をとっているが、新型コロナウイルス感染症のため訓練等は行われなかった。

　　　３密（密集・密接・密閉）、検温、アルコール消毒を徹底し、利用者、家族、居宅介護支援事業所等と連携し新型コロナウイルス感染症など感染症予防を行い、継続して必要な

サービスの提供を行うことができた。

**５．職員の資質の向上**

外部の研修は、新型コロナウイルス感染症のため実施されることが少なくなり、必要な資格更新研修等は受講した。また、内部研修を行い自ら資質の向上、技能の修得に努めた。

認知症介護基礎研修の未受講の職員には、受講させ認知症の利用者の方の介護力向上に努めた。













**令和３年度　「清流の家・よこなみ」居宅介護支援事業所　事業報告**

コロナ禍の中で、利用者、家族・各サービス事業所・医療・地域包括支援センターと連携しそれぞれの業務と関連をとり、地域包括ケアシステムの推進を目指し支援に努めた。

　（１）利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じその自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成することができた。

（２）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスや福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供できるよう努めた。

（３）居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう複数のサービス事業所の説明を行い公正中立に行った。

（４）新型コロナウイルス感染症など感染症が発症した場合、可能な限り必要なサービスが継続できるよう各サービス事業所との情報連携に努め、サービス提供に努めた。

**1．運　営**

　　介護支援専門員は、利用者及び家族の希望や利用者について把握した課題に基づき、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での問題点など総合的かつ効果的な居宅介護サービスを提供することができるよう努めた。

「よこなみ」については、特定事業所として、支援が困難な利用者の居宅サービス計画の作成に努めるなど、地域の重要な居宅支援事業所として運営を実施した。

居宅サービス計画については、法令を遵守し適切に対応した。

（１）居宅サービス計画の作成、説明及び同意

（２）居宅サービス計画の変更、説明及び同意

（３）継続的かつ総合的な居宅サービス等の利用実施

（４）居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価と課題分析の実施

（５）モニタリングの実施

（６）サービス担当者会議等による専門的意見の聴取の実施

（７）介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供と介護保険施設との連携

（８）医療サービス等における主治の医師との情報連携



